

第1章 EUの歴史

1. EUの統合—深化と拡大— EU（欧州連合）はEU条約に基づき、経済・通貨統合、共通外交・安全保障政策、また警察・刑事司法協力等の国家協力を進める政治・経済統合体である。2019年、加盟国28、人口は5億1千万人、面積430万平方キロ（日本の11倍、米国の1/2）、経済規模（GDP）は15兆9000億ユーロ（18.5兆ドル）、米国と並ぶ巨大経済圏である。

EUは経済統合によって発展した。それはなぜ、どのようにスタートしたのだろうか。第2次大戦により欧州は4千万人を超える死者を出し、経済は破壊された。東部は共産主義ソ連が占領、東西に2分された。ソ連と米国の両超大国の谷間で西欧は没落の危機に瀕した。フランスと西ドイツは過去を超えて1950年共同体建設に踏み出し、西欧4カ国（ベネルクス3国とイタリア）が追随、ソ連との対抗上、米国は全力で西欧・南欧を支援した。

かつて世界の中心だった西欧の繁栄を回復するという政治的意志に支えられ、統合は欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）によって仏独不戦体制を構築、両国民の信頼は年を追う毎に高まり、63年仏独協力条約（エリゼ条約）の締結に至った。

EUの統合は2つの方向で展開している。第1は統合の深化（deepening）、第2は統合の拡大（enlargement）、つまり加盟国の数の増大である。

統合の深化はECSC構築から4段階で発展し、EUは今日世界でもっとも進んだ統合体となった。経済・通貨統合では加盟国は主権の一部をEUに委譲し、共同で行使する。EEC（欧州経済共同体）では、58年に発効したローマ条約により、関税同盟と共同農業市場を形成（68年完成）。加盟国は関税権・農業市場政策権限をEC（欧州共同体、67年形成）に委譲した。85年から92年にかけてEC単一市場を構築、EC加盟国の間でモノ・サービス・資本（カネ）・人の域内自由移動が実現した。単一市場は12カ国から形成され、通貨はバラバラなので、為替投機に弱い。単一市場防衛のため、90年代をかけて通貨統合を進め、世紀の転換時に単一通貨ユーロを導入した。ユーロ圏諸国は共通の通貨圏に所属し、金融政策権限をECB（欧州中央銀行）に委譲した。

EUは10年代に入ると、後述するように、多くの危機に直面した。イギリスはEU離脱へ動く。20年代EUの課題は危機対応と統合発展である。

EU統合の5段階



EUの基本データ

	面積	人口	GDP	一人当たり GDP (指数)	
	1,000km ²	1,000人	億ユーロ	ユーロ表示	PPS 表示
EU28	4,291	511,266	148,210	86.5	92.5
EU27 (イギリスを除く)	4,046	445,694			
ユーロ加盟19カ国	—	340,127	107,410	94.3	98.2
ドイツ	357	82,488	31,330	113.4	113.9
フランス	547	66,671	22,250	99.6	97.4
イタリア	301	60,623	16,720	82.4	88.6
スペイン	540	45,468	11,140	71.6	84.2
オランダ	42	17,030	6,972	122.2	118.5
ポルトガル	92	10,329	1,849	53.6	71.0
ベルギー	31	11,271	4,220	111.8	108.7
オーストリア	84	8,739	3,495	119.4	115.6
フィンランド	337	5,495	2,141	116.3	100.5
アイルランド	70	4,717	2,658	168.3	165.8
ルクセンブルク	3	584	542	277.2	249.3
ギリシャ	132	10,784	1,759	48.7	62.2
スロベニア	20	2,065	398	57.5	77.0
キプロス	9	853	179	62.6	75.8
マルタ	0.3	437	99	67.7	87.6
スロバキア	49	5,431	810	44.5	72.6
エストニア	45	1,316	209	47.5	69.1
ラトビア	65	1,961	250	38.1	60.2
リトアニア	65	2,869	386	40.2	70.5
ユーロ未加盟9カ国	—	171,598	40,799	—	—
イギリス	245	66,031	23,670	107.8	99.4
デンマーク	43	5,729	2,768	144.2	115.8
スウェーデン	450	9,923	4,624	139.1	114.8
ポーランド	313	38,427	4,243	33.0	64.1
チェコ	79	10,564	1,744	49.3	81.2
ハンガリー	93	9,815	1,124	34.2	63.6
ブルガリア	111	7,155	474	19.8	44.6
ルーマニア	238	19,760	1,696	25.6	54.5
クロアチア	57	4,194	456	32.4	54.5
EU 加盟候補国					
マケドニア	26	2,078	99	14.2	33.8
トルコ	781	79,275	7,755	29.2	57.5
モンテネグロ	14	621	38	18.1	39.0
セルビア	77	7,057	341	14.4	34.3
アルバニア	29	2,886	108	11.1	27.9
参考					
日本	378	126,970	44,700	105.2	—
米国	9,631	321,173	167,740	154.8	—
中国	9,600	1,382,710	101,339	21.9	—
ロシア	17,098	143,439	11,569	24.1	—
世界	135,641	7,432,663	679,103	—	—

(注) 1. 各国一人当たり GDP は EU15=100 とした指数表示。PPS は各国の物価水準を考慮した購買力平価指数(生活水準指数)。

2. 数値はいずれも2016年。

〔出所〕 面積は UN, Demographic Yearbook, 2012。EU 関係は European Commission, Statistical Annex of European Economy, Spring 2017。その他は外務省等のサイト。

2. EUの拡大—6カ国から28カ国へ— EU統合の第2の方向は統合の拡大(enlargement)である。

第2次大戦後ヨーロッパはソ連圏(共産圏)の東欧と資本主義圏に分断され、その資本主義圏も、仏独中軸の大陸6カ国(EEC)とイギリス中軸の北欧・南欧7カ国(EFTA:欧州自由貿易連合)に分裂した。EECは「ヨーロッパのすべての国は加盟を申請できる」と条約で規定しており、イギリスや南欧・北欧諸国をEECに取り込もうとした。EU拡大によって欧州を統一し、内部対立を排除し、超大国米国に対抗するための人口と経済規模が必要だったのである。

1950・60年代には経済統合による高度成長によってイギリスとEFTAを圧倒したので、イギリスは61年EECに加盟を申請した。第2次大戦の負担、大英帝国の崩壊(植民地独立)などを受けて経済が長期停滞に陥り、EEC加盟によって停滞から抜け出そうとした。フランスの強い反対により、イギリスは加盟申請を2度拒否された後、73年デンマーク・アイルランドとともにECに加盟した(第1次拡大)。「南への拡大」がこれに続いた。ギリシャ(81年、第2次拡大)、スペイン・ポルトガル(86年、第3次拡大)、そして95年には、ソ連崩壊を受けて、中立主義をとっていたスウェーデン、フィンランド、オーストリアが加盟して、15カ国(EU15)になった(第4次拡大)。

91年ソ連が崩壊すると、旧ソ連圏の東欧諸国が加盟を申請した。EUは加盟条件としてコペンハーゲン基準を定め、加盟前支援を行って、04年に中・東欧8カ国とキプロス・マルタの計10カ国(EU25、第5次拡大)、07年ルーマニア、ブルガリア(第5次拡大の遅れ組)、13年にクロアチアが加盟した。

EU28の人口は5億人を超え、GDPは米国に匹敵する規模になったが、経済の発展段階や歴史の異なる多くの国の加盟はEUに内部対立をもたらした。イギリスは自立心が強く、EUは自由貿易圏でよいと考えて、仏独主導の統合の深化(主権のEUへの委譲)に原則として反対、ユーロには非参加。16年ついにEU離脱へ動き出した。北欧にも自国の伝統を重視して、ユーロ非参加の国がある。南欧諸国はユーロ危機によって経済が落ち込み、ギリシャ、イタリアではEUとの対立も起きた。東欧諸国の加盟は低賃金生産基地をEUに提供し、EU経済を活性化させたが、反西欧・反EUの動きが見られる。

EU 拡大—20世紀から2004年まで—



3. EU統合の飛躍は基本条約改正による 統合は加盟国の間の条約をベースに進み、新条約が統合の段階を高めた。右図の上部に条約の名前が、年号の下に新規加盟国名を記す。右図の注のように、1950年代発効の3条約の機関が統合されて、67年 EC となった。

58年発効のEEC条約は「共同市場の創設」を目標に掲げたが、具体化したのは、①関税同盟、②農産物の農業共同市場、の2つ。つまり、商品の域内自由移動だった。関税同盟は域内の関税率ゼロ、対外共通関税をもつ単一関税領域である。各国の域内関税を徐々に引き下げ12年かけゼロにした。対外共通関税は商品毎に6カ国の関税率の算術平均値に収斂させた。農業共同市場では小麦など主要農産物の価格を統一し、共通農業政策によって管理した。

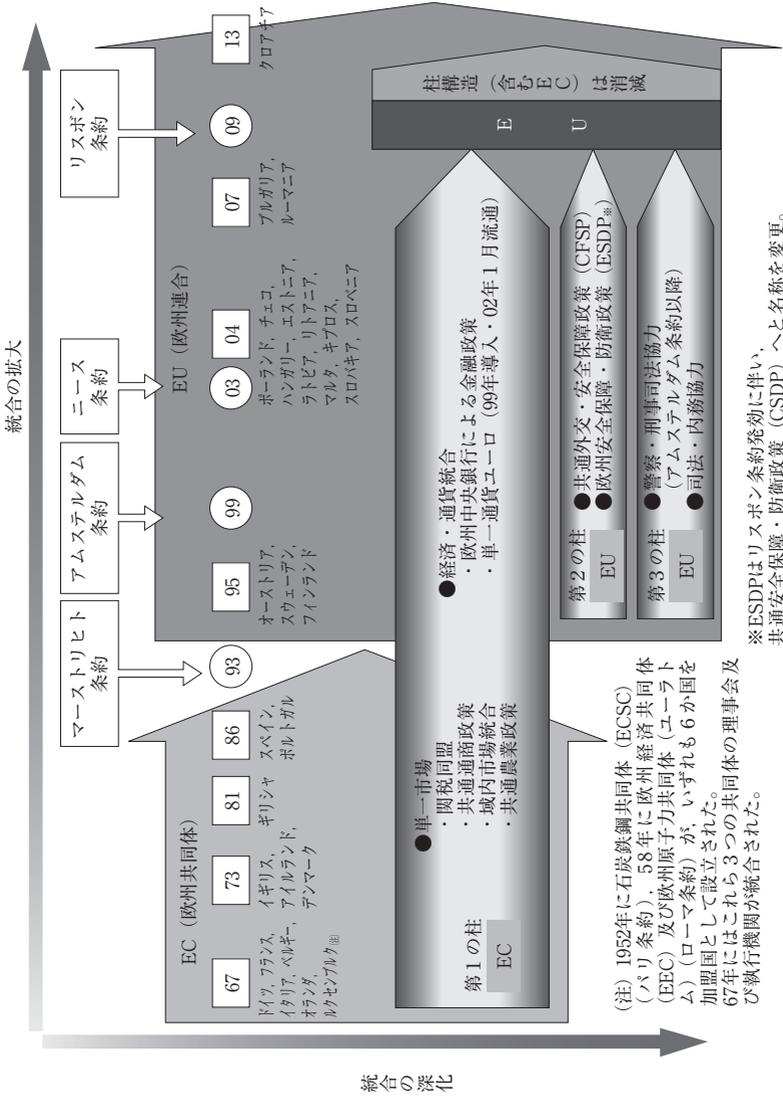
商品・サービス・資本・人の域内自由移動（「4つの自由」）を実現した共同市場は、85～92年に進められた単一市場統合により実現した。70年代半ばから80年代にかけて米英主導で経済自由化・グローバル化が始まり、大陸諸国も対抗上、巨大単一市場の形成に乗り出したのである。8年間をかけて、物理的障壁（域内税関）、技術的障壁（製品の規格や標準）、税障壁（間接税のみ）の3種類の非関税障壁を撤廃し、域内税関が撤廃された93年1月1日、単一市場はスタートした。単一欧州議定書（87年発効）によってEEC条約を改正し、EC12カ国は多数決で多数の単一市場の法令を採択した。

マーストリヒト条約により93年 EC から EU に発展し、経済・通貨統合、共通外交・安全保障政策、司法・内務協力の3本柱構造になった。単一市場に次ぐ統合の飛躍は通貨統合で、マーストリヒト条約は通貨統合を取り決めた（92年調印・93年発効）。単一通貨ユーロは99～02年にかけて導入を終えた。その後、東欧諸国の加盟など新事態に対応するために、アムステルダム条約、ニース条約により EU の機構改革を行った。

21世紀初頭には EU の連邦化への端緒として EU 憲法条約が加盟国により署名されたが、05年フランスとオランダの国民投票で拒否された。東欧加盟への反発などが拒否につながった。

EU 憲法条約は、連邦的取り決めを削除・緩和して、リスボン条約になり、09年12月発効。3本柱構造を廃止し、権限を EU に一本化した。今日もリスボン条約を基本条約として、EU は動いている。

EU 統合の深化と拡大（諸条約との関係）



※ESDPはリスボン条約発効に伴い、共通安全保障・防衛政策 (CSDP) へと名称を変更。

[出所] 外務省、「欧州連合 (EU) の概況」。

4. 広域国民経済形成統合とEUの民主主義 ほぼ70年に及ぶEUの経済統合の第1段階は貿易や農業など特定の経済部門を対象とする部門統合だった。1980年代半ば以降第2段階に入り、一国経済に固有の「4つの自由」や単一通貨を、国境を越えてEU全域規模で実現した。多数国をカバーする広域の国民経済を形成する、前例のない統合になった。

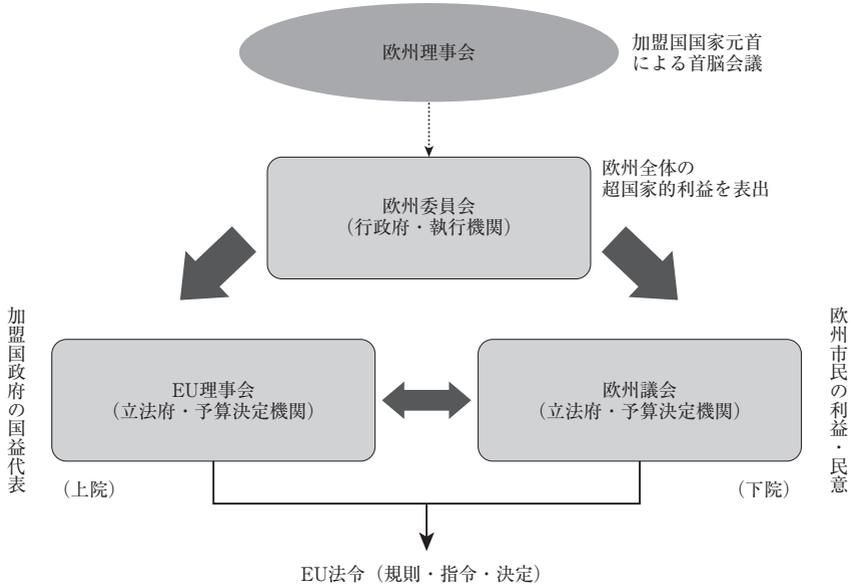
80年代から、米英両国主導で経済の自由化・グローバル化が進んだ。巨大市場・単一通貨をもつ米国に対して、EUは加盟国が並立していて、十分に対応できなくなった。競争上の不利を挽回するために単一市場統合（「非関税障壁の全廃」）に80年代半ばから取り組んだ。巨大単一市場により、米国と競争できる単一経済の形成を目指したのである。

このような統合の進展は加盟国に対するEUの権限を引き上げた。EUは加盟国単位の民主主義をベースにしているが、国益で歪むようなことがあってはならないので、超国家機関の欧州委員会が政策（法令）を提案し、加盟国の大臣からなるEU理事会（閣僚理事会ともいう）がEU法を採択する。採択されたEU法の実施と統合事項の管理・運営は欧州委員会が担い、実施は加盟国が引き受ける。EUの欧州議会は79年直接選挙で議員を選ぶようになり、その正統性を背景に権限を強め、リスボン条約ではEU理事会との共同決定権限を獲得した。欧州議会議員はEU市民の直接選挙で選ばれるので、EU市民の民主主義をベースにしている。税制関連など加盟国のみの権限事項を除くほとんどの政策領域で共同決定が行われる。またEU法の解釈はEU司法裁判所が行い、判決を下し、違反者（国家を含む）には罰則を科す。

広域国民経済の管理運営はEUと加盟国の共同の作業であるが、EUの権限が拡大している。60年代末に関税同盟が完成すると、加盟国は関税の決定権を失い、EUレベルに移る。70年代以降、GATTやWTOに関する貿易交渉はEU（欧州委員会）が担当するようになった。このケースでは関税主権をEUが代表して共同で行使する。「主権の共有（shared sovereignty）」方式と言われる。超大国に比べると中小国の集まりにすぎない欧州の智恵といえる。

財政支出の面では、健康・福祉、住宅、社会資本、教育、国防、警察、社会問題などの典型的な支出はすべて加盟国レベルで行われ、EUはこれらの分野のごく一部を担うか、加盟国間の協力促進を担っている。

EU法の提案と採択



(注) 1. 欧州理事会 (EU 首脳会議) はEUの方針を審議・決定するが、立法権はなく、欧州委員会やEU理事会に指示を出す。法案提出権は欧州委員会だけにある。
2. 非常に多くのEU法令についてEU理事会と欧州議会は共同決定により立法化を行う (「通常立法手続き」)。

5. EUの「排他的権限」と「共有権限」 経済統合によりEUはいくつかの分野で「排他的権限」を獲得し、その分野では連邦国家のような権限をもつ。だが、EUに課税権はなく、EU警察やEU軍もない（加盟国の協力組織のみ）。いわゆる連邦国家ではない。

リスボン条約は、EUの排他的権限、加盟国との共有権限、その他の権限関係を定めている。排他的権限はEUに委譲された権限であり、加盟国は権限をEUレベルで共同行使する。たとえば、日欧EPA（経済連携協定）は共通通商政策なので、EU理事会と欧州議会が承認し、2019年2月に発効した。「共有権限」の分野でも、EUが権限を獲得すると、加盟国はその領域に侵入できない。

EUと加盟国の権限は複雑に絡み合っており、切り離しは困難を極める。イギリスは16年6月の国民投票でEU離脱を決めた。離脱派の政治家は「離脱は簡単」と言っていたが、イギリス政府も議会も国民も大混乱に陥り、投票から3年を経ても方針が定まらなかった。離脱後も権限の回復をめぐる厳しい課題に直面する。

EU経済はEUおよび加盟国相互に絡み合っており、単一市場により一国と同じように、国境なしのフリーパスの商品・サービスなどの移動が可能である。離脱すると、関税障壁、非関税障壁が復活して、イギリスと大陸のEU諸国との間に形成されている企業・工程間の供給網は寸断される。製造業では企業の製造工程がイギリスと大陸の間に稠密に形成されていて、部品は幾度も国をまたいで仕上げられていき、完成品となり、イギリスから大陸へ輸出される。ドイツ企業はイギリスに3000社以上が立地し、雇用者数は41万人、EU規模の「サプライ・チェーン」を使って製品を仕上げている。

イギリスが共通農業政策から離脱すると、関税障壁・非関税障壁が復活する。金融でも銀行など金融機関はEUの単一パスポート制度により自由に他の加盟国でサービス活動できるが、離脱するとその権限はなくなり、補完措置をとっても完全な修復はできない。

離脱後の移行期間（イギリスのビジネスは離脱以前と同じ待遇を受ける）にイギリスとEUの間でFTA（自由貿易協定）を締結し、双方の打撃を最小限にする作業が残っている。

EUの排他的権限と共有権限（リスボン条約）

EUの排他的権限	EUと加盟国の共有権限	
(1)関税同盟	(1)単一市場（シングル・パスポートなど）	(8)欧州横断ネットワーク（運輸、電気通信、エネルギーのインフラ）
(2)単一市場関連の競争法	(2)一定の社会政策	(9)エネルギー（市場機能、供給の確保など）
(3)ユーロ圏の貨幣（金融）政策	(3)経済的・社会的・領域的結束（格差是正）	(10)自由・安全・司法領域
(4)海洋生物資源保護	(4)農業、漁業	(11)公衆衛生に関わる安全（人の臓器・血管や医薬品など）
(5)共通通商政策	(5)環境	(12)研究・技術開発・宇宙
(6)既存のEU立法や権限に関わる国際協定の締結	(6)消費者保護	(13)開発協力・人道援助
	(7)運輸	・欧州特許局（在イギリス） →2017年から特許手続き簡素化実施予定

(注) 1. 排他的権限はEUのみの権限（EU運営条約第3条）、共有権限は同第4条。

2. このほかに、「支援権限」（EUは支援と補完、同第6条）、「協調権限」（同第5条）がある。

3. 排他的権限の(6)の「国際協定締結」はEUが加盟国を代表して締結する。イギリスが離脱後に現状維持をはかるためには168カ国を相手に750の国際協定の結び直しが必要とされる。内訳は、通商295協定、規制関係202、漁業69、輸送65（航空協定など）、原子力45、農業・食品34である（2017年5月時点でフィナンシャル・タイムズの調査による）。

6. EUの政策形成と政策の執行 EUの主な仕事は単一市場の管理運営、ユーロによる金融政策、競争政策、共通通商政策、対外政策、その他排他的権限と共有権限に属する多数の政策領域である。EU予算はEU・GDPのわずか1%（約20兆円）にすぎず、農業政策と地域振興政策（「構造政策」と呼ばれる）にそれぞれ約40%がすぎ込まれている。EUの省庁にあたる欧州委員会の職員数は3万人超と控えめである。

巨額の予算を要する福祉政策、教育、治安、国防などはEU加盟国の仕事である。EUが決定する行政事項の実施は加盟国の公務員が担い、EU職員の仕事は基本的にEUレベルの政策提案、EU法律案の作成、世界各国に所在するEU代表部の運営など、連邦的な仕事である。

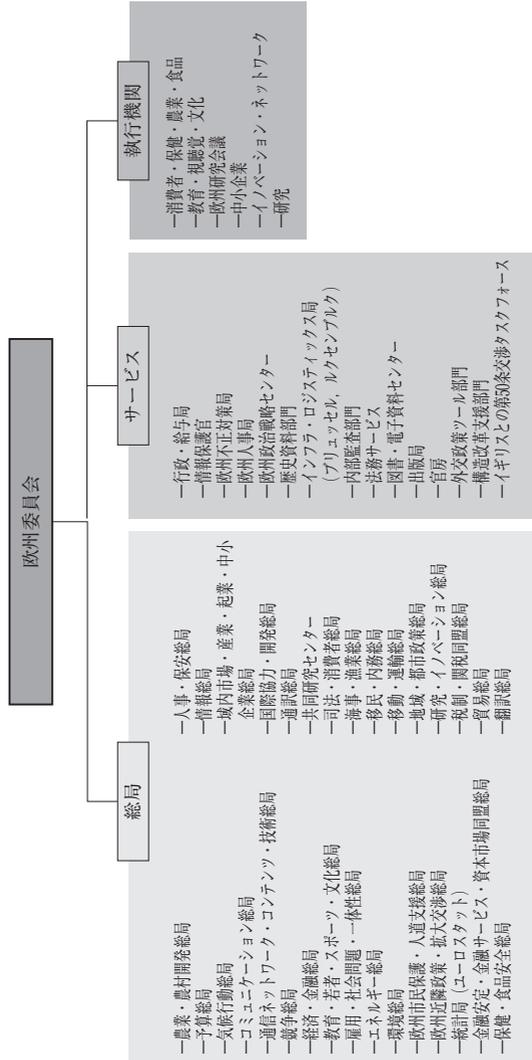
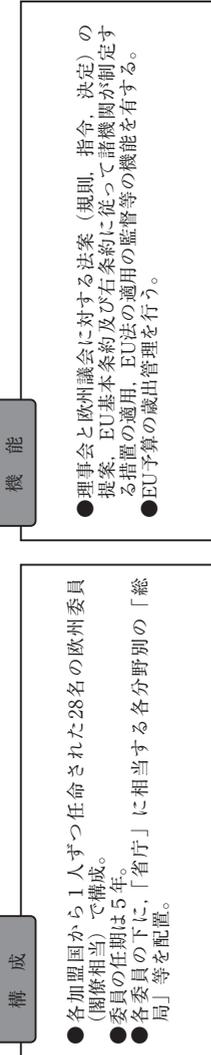
EUの超国家的統治はEU法によって行われ、EUの4つの機関が関わる。

① EU首脳会議（正式名称は「欧州理事会」European Council）、②欧州委員会、③EU理事会、④欧州議会、である。⑤EU司法裁判所は、EU加盟国、企業、個人、EU諸機関、外国企業などがEU法に適法な行動をしているかを判定する。EU法の適用、運用の監督は欧州委員会による。

欧州委員会は基本条約に基づいてEU法の提案と執行を担当する（本部はベルギーの首都ブリュッセル）。省庁に当たる多数の総局、局、部をもつ。EU（閣僚）理事会は加盟国の大臣からなり、欧州委員会の提案を採択する（採択拒否もある）。超国家機関の欧州委員会が国益に偏らない提案を行い、各国の大臣が国益に基づいて主張し、提案の修正も組み込みながら、EU法を採択する。加盟国数の55%以上、法案に賛成する加盟国の人口がEU人口の65%を超えると法案は採択される（二重多数決制）。EU首脳会議は欧州理事会常任議長（通称「EU大統領」）の司会により、EUの基本方針を定めて、欧州委員会・閣僚理事会に立法化を指示する（首脳会議に立法権限はない）。欧州委員会委員長とEU大統領はEUを代表して国際会議や通商協定締結に臨む。

欧州議会は1979年から5年に一度直接選挙により議員を選出する（EU全体で加盟国レベルの比例代表制選挙により。議員数751、イギリス離脱後EU27で705）。欧州理事会とEU理事会は加盟国を代表し、欧州議会はEU市民を代表する。欧州議会は今日、税制関係を除くほとんどの分野で閣僚理事会とEU法の共同決定を行う。

欧州委員会の構成と機能



【出所】 外務省、「欧州連合 (EU) の概況」

7. EU 財政 EUは多数の政策を実施し、EU機関を維持するなどするために、財政が必要である。支出側では、農業、構造政策（地域格差是正）、域内政策と対外政策、管理費が主たる項目である。EUは課税権をもたないので、関税・農業課徴金、EUルールによる加盟国の拠出金（VAT独自財源、GNI独自財源）により収入を得ている。VAT財源は加盟国の付加価値税の一定割合を、GNI独自財源は加盟国がGNI（総国民所得）に比例して、それぞれ拠出する。

EECでは加盟国拠出金により共通農業政策と管理費をまかなったが、関税同盟が完成すると、関税収入がEUの財源になるので、1970年代前半期にEU財政の運用が始まり、欧州議会は財政を最終決定する権限を獲得して存在感を高めた。79年初の欧州議会直接選挙が実施され、以後5年ごとに実施されて、19年5月には第8回の欧州議会選挙となった（後述）。

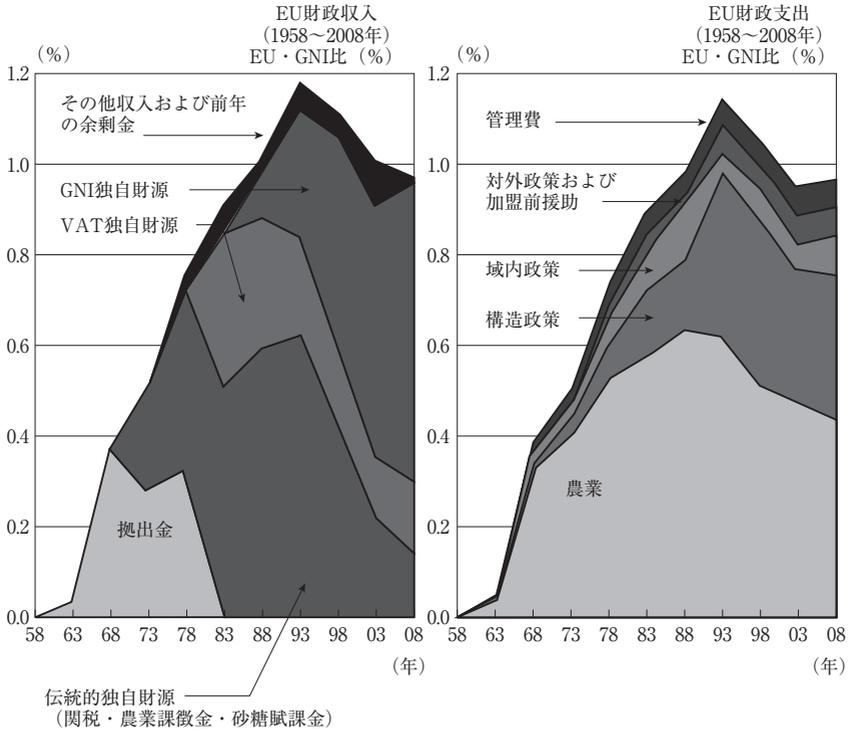
支出面では、70年代には共通農業政策が圧倒的シェアを占めたが、80年代に南欧諸国が加盟して地域格差縮小の構造政策のシェアが拡大し、21世紀初頭の東欧諸国の加盟により構造政策と農業がほぼ同規模となった。あとは、成長・雇用・競争力、「グローバル欧州」（加盟候補国支援、近隣諸国への支援政策、途上国支援など）、管理費である。支出総額はEUのGDPの約1%、毎年約20兆円もの予算は加盟国にとっても重大事である。

EU予算の純拠出国は北欧・西欧の先進諸国、純受取りは東欧諸国である。純拠出国の負担はGDP比0.5%以下だが、金額的にはドイツ、フランス、イギリス、イタリアが大きい。純受取り国はGDP比2～5%にのぼり、インフラ投資など経済発展にかなり大きな効果をあげている。

純拠出国の負担により東欧経済の成長率が高まると、西欧南欧諸国の東欧輸出は増える。また、西欧南欧諸国のインフラ企業が東欧諸国の道路建設を請け負うなど、見返りがある。東欧諸国をEUに惹き付ける効果もある。

EU財政は7年ごとの多年度財政枠組みを一区切りに運営されている。14～20年（EU28）と21～27年（EU27）の大きなくくりは右図のとおりである。21～27年は、イギリスのEU離脱を織り込んだ欧州委員会の提案である。20年に最終決定となるが、それまで、加盟国の駆け引きが続く。最終決定はEU理事会と欧州議会の協議に委ねられる。

EU 財政の収入と支出の歴史



〔出所〕 欧州委員会ウェブサイト (http://ec.europa.eu/budget/reform/history/history_1957_en.htm)。

EU 財政の多年度枠組み

2014-2020多年度枠組み	割合%	2021-2027多年度枠組み	割合
1 賢明な&包摂的な成長	47.2	1 単一市場・技術革新・デジタル	14.7
1 a 成長・雇用・競争力	1.3	2 格差是正	34.5
1 b 格差是正	34.2	3 自然資源と環境	29.7
2 持続的成長：自然資源	38.6	4 移民と域外国境管理	2.7
3 安全保障と市民	1.6	5 安全保障と防衛	2.1
4 グローバル欧州	6.1	6 近隣と世界	9.6
5 管理費	6.4	7 管理費	6.7
総額 1兆1357億ユーロ		総額 1兆1346億ユーロ	

(注) 1. 「持続的成長：自然資源」は共通農業政策と農村開発、環境・気候変動対策、インフラ投資。「域外国境」はEUの外開国境。

2. 「総額」：2014-20年はEU28、2021-27年はEU27（イギリスを含まない）。

〔出所〕 欧州議会資料。

8. 世界政治・経済の発展とEU統合の危機 第2次大戦後の世界経済(先進国ベース)は、①高度成長の管理資本主義時代(1970年代前半まで)、②新自由主義・グローバル化時代(08/09年のリーマン危機まで)、③クライシス(危機)時代(ポストリーマン危機の時代、10年~今日)に3分できる。

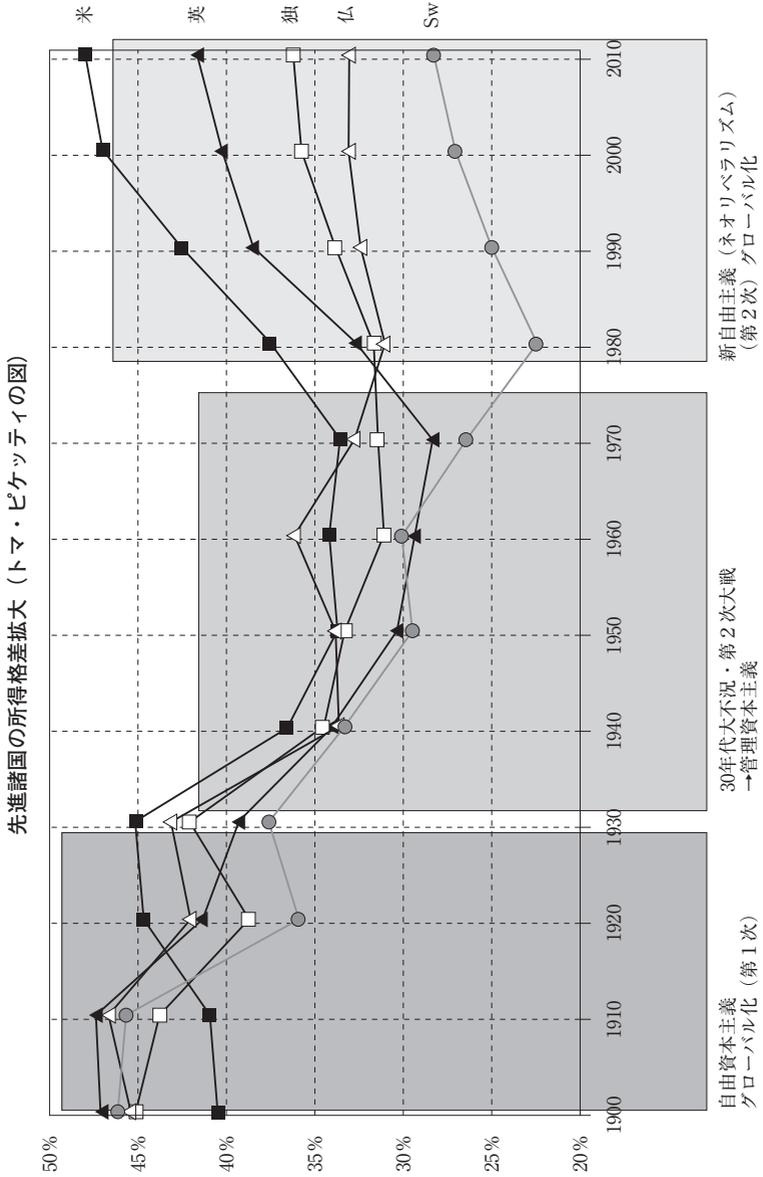
①の時代は、先進資本主義規模でIMF=GATT体制が為替相場安定・貿易自由化を保証し、高度成長の黄金時代となった。EEC(欧州経済共同体)/EC(欧州共同体)は経済統合で対米キャッチアップを実現した。米国は日欧の競争力強化に追い詰められ、70年代早々にIMF固定為替相場制を崩壊させ、変動相場制の時代に移行した。ECは域内の為替相場安定機構を形成した。

②の時代には、先進諸国で所得格差が拡大した。EC/EUは単一市場・単一通貨の統合を成功させた。金融自由化は米英欧で行き過ぎて金融バブルが破裂、08年世界金融危機から危機の時代に移行した。

リーマン金融危機は米英両国の中央銀行の大胆な金融政策、各国の財政支出などにより比較的短時間で終息したが、経済成長率低下・失業率急騰、所得格差拡大など後遺症が残り、クライシス時代となった。エリート・指導層への批判は広がり高まり、「反エリート」政治運動のポピュリズムが台頭・拡大した。伝統的な政党の支持率は低下、多党化し、政治の安定が失われた。

共産主義ソ連が91年に崩壊して冷戦時代は終了し、ポスト冷戦時代となってグローバル化が本格的に進展した。中国や東南アジア諸国、東欧など低賃金生産国に先進国企業が大規模に進出し、貿易と経済が発展、20カ国ほどが新興国に成長し、先進国との格差を縮めた。先進諸国では脱工業化が進み、零落した労働者層がポピュリズム支持層の中核となっている。

グローバル化で少数の新興国はうるおったが、多くの低開発国は放置され、経済と政治は混乱、内戦や難民の流出問題が起きた。シリア、アフガニスタン、アフリカ諸国、西バルカンなどで難民が大量に発生し、15年にはドイツをはじめEUに100万人以上の難民が押し寄せた。イスラム圏からの流入にEUでは拒否反応を示す政府や人々もいる。EUは難民に寛大なので、ポピュリズム運動は多くの国で「反EU」を唱える。対外問題も厳しい。米トランプ政権が保護主義に転じ、中国も「一帯一路」でEUの分断をはかっている。



(注) 1. 資本主義の3つの段階の命名と3段階への区分は筆者による。
 2. 欧米5カ国の所得トップ10分位（所得の最も高い10分の1の家計）がその年の国民所得のどれだけのシェアを取
 得したか、その推移を10年ごとに示す。
 [出所] トマ・ピケティ [2014] 『21世紀の資本』 図9-7に筆者が段階規定を加えた。

9. 東欧諸国のEU加盟とEUの変質 20世紀のEU拡大は、資本主義圏・民主主義圏への拡大であって、原加盟6カ国と新規加盟国の間に対立はあったが、妥協して折れ合った。2004・07年の第5次拡大は旧共産圏の東欧の加盟であり、従来のEU拡大とは異質であった。

東欧10カ国は、北から①バルト3国、②中欧5カ国、③東バルカン2カ国、の3地域に分けることができる。中欧諸国はハプスブルク帝国（後にオーストリア・ハンガリー帝国）に組み込まれ工業化・市民社会化し、西欧文明・文化を経験し、第1次大戦後に独立したが、第2次世界大戦後ソ連の軍事占領の下で共産主義体制へ移行した。中欧諸国は70年代以降大衆消費社会に進み、ポーランド、チェコ、ハンガリーは89年反共産主義の市民革命に至った。

バルト3国は外部勢力への従属の長い歴史をもち、第一次大戦で独立したが、ソ連に併合された。東バルカン2カ国はオスマン・トルコの5世紀にわたる支配を受け、独立後も市民社会は発展しなかった。ソ連圏に組み込まれ、個人独裁体制の下で産業発展は遅れ、悲惨な人権状況を経験した。

EUは93年東欧諸国のEU加盟の条件として、コペンハーゲン基準を定めた。加盟申請国は次の3条件の充足をEUが認定すれば、欧州理事会の全会一致の承認とEU加盟国の批准を経て新規加盟になる。①政治的基準 [民主主義、法の支配、少数者の権利保護など]、②経済的基準 [市場経済が機能しEUの競争圧力に対処できる]、③法的基準 [約2万6千の法規・35章からなるEU法体系のすべて（「アキ・コミュニテール」）を国内法に移し入れ、かつその履行能力を有する]、の3つである。

EUは90年代半ばに東欧の加盟申請国と欧州協定を締結、EU加盟に向けた指導・援助とEUとのFTA（自由貿易協定）を取り決めた。西欧・北欧の企業は東欧諸国に90年代半ばから直接投資により進出を開始、工業化が進み熟練労働者を多数有する中欧から始まり、徐々に東欧全体に進出は拡大した。EU諸国から諸種の企業を受け入れて、中欧を中心に、生産・輸出・雇用が拡大。サービス部門でも銀行・デパート・スーパーマーケット・ホテル・インフラ部門などが進出、大都市の景観は西側に接近した。西側による東欧経済の支配の進展が東欧の高度経済成長をもたらした。東欧諸国の国民一人当たり所得水準はかなり急速に上昇したが、国別の格差が大きい。

EU 拡大の現状—21世紀の加盟国と加盟候補国—

